

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課）	55
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課）	55
告 示	
○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定.....（商業経済交流課）	55
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	56
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	56
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	56
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	57
道収用委員会告示	
○土地収用法による裁決書の公示送達.....	57

規 則	則
北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年4月30日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第68号	
北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	
北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。	
第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。	
附 則	
1 この規則は、公布の日から施行する。	
2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年3月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。	

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第69号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の支援給付を受けている場合に係る家賃等の減免並びに敷金の減免及び徴収の猶予の規定の適用）

第23条の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）

附則第4条第1項の支援給付を含む。以下この条において「支援給付」という。）を受けている場合においては、支援給付を生活保護法の規定による保護とみなして、第21条第1号、別表第2第1号ア及び別表第3第1号の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされた同日以後の北海道営住宅条例施行規則第16条第1項に規定する家賃等の減免に係る申請は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

告 示
北海道告示第304号
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項の規定により、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定した。
平成20年4月30日
北海道知事 高 橋 はるみ
第一種大規模小売店舗立地法特例区域
1 特 例 区 域 の 名 称
西3・南9西北地区
2 特例区域の位置及び範囲
帯広市西3条南9丁目1-5及び西4条南9丁目2-6（次の図に示す部分。）
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道経済部商工局商業経済交流課及び北海道十勝

支庁産業振興部商工労働観光課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年5月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4 月30日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
花月第2	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水）	北海道空知支庁	
常 福 同	（区画整理、農業用排水施設）	同	
美 帯	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用道路、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁	

北海道告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成20年 4 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1)	施行者の名称	札幌市
(2)	都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（7・6・25号雁来川通及び8・5・31号雁来川わかば緑道）
(3)	事業施行期間	平成20年 4 月30日から平成24年 3 月31日まで
(4)	事業地 収 用 の 部 分	札幌市東区東雁来町地内
2 (1)	施行者の名称	帯広市
(2)	都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・24号公園東通）
(3)	事業施行期間	平成20年 4 月30日から平成24年 3 月31日まで

(4) 事業地
収 用 の 部 分 帯広市稲田町地内

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第61号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年 4 月30日

北海道上川支庁長 坂 口 収

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 複写機の賃貸借その1
- ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）1台
1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- イ 数量 1台及び1か月当たり7,700枚
- (2) 複写機の賃貸借その2
- ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- イ 数量 1台及び1か月当たり30,200枚
- (3) 複写機の賃貸借その3
- ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 4台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- イ 数量 4台及び1か月当たりフルカラー6,900枚 モノクロ1,700枚
- 2 落札を決定した日
平成20年 4 月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 複写機の賃貸借その1
- ア 氏 名 北海道リコー株式会社
イ 住 所 札幌市北区北7条西4丁目12番地
- (2) 複写機の賃貸借その2
- ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133
- (3) 複写機の賃貸借その3
- ア 氏 名 株式会社大江商店
イ 住 所 旭川市7条通15丁目左1号

4落札金額 (1)複写機の賃貸借その1 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td>2,880円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1枚から1,000枚まで1枚当たり125円</td></tr><tr><td></td><td>1,001枚から5,000枚まで1枚当たり125円</td></tr><tr><td></td><td>5,001枚以上1枚当たり125円</td></tr></table> (2)複写機の賃貸借その2 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1枚から10,000枚まで1枚当たり1円</td></tr><tr><td></td><td>10,001枚から15,000枚まで1枚当たり1円</td></tr><tr><td></td><td>15,001枚から30,000枚まで1枚当たり0.9円</td></tr><tr><td></td><td>30,001枚から40,000枚まで1枚当たり0.9円</td></tr><tr><td></td><td>40,001枚以上1枚当たり0.9円</td></tr></table> (3)複写機の賃貸借その3 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td>0円</td></tr><tr><td>フルカラー複写料金</td><td>1枚から3,000枚まで1枚当たり10円</td></tr><tr><td></td><td>3,001枚から5,000枚まで1枚当たり10円</td></tr><tr><td></td><td>5,001枚以上1枚当たり10円</td></tr><tr><td>モノクロ複写料金</td><td>1枚以上1枚当たり2円</td></tr></table> 5契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6一般競争入札の公告 平成20年2月26日付け北海道上川支庁告示第29号 7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1)名称北海道上川支庁地域振興部総務課 (2)所在地旭川市永山6条19丁目1番1号	賃貸借の月額基本料金	2,880円	複写料金	1枚から1,000枚まで1枚当たり125円		1,001枚から5,000枚まで1枚当たり125円		5,001枚以上1枚当たり125円	賃貸借の月額基本料金	3,000円	複写料金	1枚から10,000枚まで1枚当たり1円		10,001枚から15,000枚まで1枚当たり1円		15,001枚から30,000枚まで1枚当たり0.9円		30,001枚から40,000枚まで1枚当たり0.9円		40,001枚以上1枚当たり0.9円	賃貸借の月額基本料金	0円	フルカラー複写料金	1枚から3,000枚まで1枚当たり10円		3,001枚から5,000枚まで1枚当たり10円		5,001枚以上1枚当たり10円	モノクロ複写料金	1枚以上1枚当たり2円	2落札を決定した日 平成20年4月21日 3落札者の氏名及び住所 (1)氏名北海道エネルギー株式会社 (2)住所札幌市北区北10条西3丁目16番地 4落札金額 1ℓ当たりの単価88円 5契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6一般競争入札の公告 平成20年3月11日付け北海道教育庁実習船管理局告示第6号 7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1)名称北海道教育庁実習船管理局 (2)所在地函館市美原4丁目6番16号
賃貸借の月額基本料金	2,880円																														
複写料金	1枚から1,000枚まで1枚当たり125円																														
	1,001枚から5,000枚まで1枚当たり125円																														
	5,001枚以上1枚当たり125円																														
賃貸借の月額基本料金	3,000円																														
複写料金	1枚から10,000枚まで1枚当たり1円																														
	10,001枚から15,000枚まで1枚当たり1円																														
	15,001枚から30,000枚まで1枚当たり0.9円																														
	30,001枚から40,000枚まで1枚当たり0.9円																														
	40,001枚以上1枚当たり0.9円																														
賃貸借の月額基本料金	0円																														
フルカラー複写料金	1枚から3,000枚まで1枚当たり10円																														
	3,001枚から5,000枚まで1枚当たり10円																														
	5,001枚以上1枚当たり10円																														
モノクロ複写料金	1枚以上1枚当たり2円																														
道収用委員会告示																															
北海道収用委員会告示第5号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。 なお、当該書類を受領しないときは、平成20年5月20日の経過をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。 平成20年4月30日 北海道収用委員会会長川村昭範 1書類の名称 平成20年4月18日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本 2書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名 <table><tr><th>住</th><th>所</th><th>氏</th><th>名</th></tr><tr><td>不明</td><td>ただし、戸籍の記録上の本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目1240番地</td><td>山内</td><td>誠一</td></tr><tr><td>不明</td><td></td><td colspan="2">別表に記載していない（亡）藤巻長吉の 判明していない法定相続人</td></tr></table>		住	所	氏	名	不明	ただし、戸籍の記録上の本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目1240番地	山内	誠一	不明		別表に記載していない（亡）藤巻長吉の 判明していない法定相続人																			
住	所	氏	名																												
不明	ただし、戸籍の記録上の本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目1240番地	山内	誠一																												
不明		別表に記載していない（亡）藤巻長吉の 判明していない法定相続人																													
道教育庁実習船管理局告示																															
北海道教育庁実習船管理局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年4月30日 北海道教育庁実習船管理局長山谷信一 1落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 船舶用燃料A重油（JIS1種2号）975,000ℓ																															

別 表

（亡）藤巻長吉の判明している法定相続人

氏 名	住 所
田 元 昭 子	札幌市手稲区前田 4 条 4 丁目 1 番 13 号
松 田 卓 也	札幌市中央区南 18 条西 15 丁目 1 番 5 号 伏見ハイツ K - 201 号
山 内 英 博	札幌市西区西野 7 条 5 丁目 1 番 8 号
小 西 裕 子	札幌市北区太平 9 条 6 丁目 5 番 16 号
小 河 裕 子	千葉県柏市大津ヶ丘 2 丁目 3 番 11
近 藤 か つ	札幌市中央区南 12 条西 15 丁目 4 番 25 - 402 号
星 山 富 子	根室市西浜町 7 丁目 100 番地
山 形 佐知子	札幌市豊平区平岸 2 条 8 丁目 5 番 62 - 601 号
能 瀬 敏 夫	千葉県柏市東中新宿 4 丁目 6 番 30 号
山 内 保	釧路市千歳町 1 番 20 号
山 内 衛	札幌市北区新琴似 3 条 5 丁目 2 番 10 号
杉 本 瑤 子	札幌市手稲区手稲本町 4 条 3 丁目 6 番 16 号 レジデンス 43 - 102 号
山 内 豊	千葉県船橋市習志野台 4 丁目 8 番 7 - 3 号
菅 野 昭	愛知県春日井市八幡町 137 番地
石 西 正 治	東京都渋谷区代々木 3 丁目 38 番 14 - 101 号
船 木 み き	埼玉県川口市大字東本郷 1382 番地の 1 マリリアネックス 103 号
吉 井 種 代	神奈川県横浜市緑区青砥町 299 番地 8
齋 藤 ヒロ子	新潟県新潟市北区松浜みなと 18 番 5 号
齋 藤 光 平	新潟県新潟市北区松浜みなと 18 番 5 号
齋 藤 和 平	新潟県新潟市中央区女池北 1 丁目 23 番 5 号
葛 城 繁 夫	神奈川県藤沢市大鋸 3 丁目 11 番 16 号
永 島 千枝子	神奈川県茅ヶ崎市共恵 1 丁目 13 番 39 号
奥 村 公 子	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 4745 番地 5
栗 林 安 吉	埼玉県川越市大字下新河岸 70 番地 65
栗 林 三 郎	埼玉県新座市栄一丁目 8 番 18 号
近 藤 利恵子	東京都西東京市緑町 3 丁目 5 番 20 - 201 号
葛 城 馨	神奈川県高座郡寒川町宮山 1282 番地 1
小 松 祥 子	神奈川県海老名市国分南 4 丁目 22 番 61 号
葛 城 明 彦	神奈川県高座郡寒川町宮山 1282 番地 1
鈴 木 啓 子	静岡県周智郡森町天宮 804 番地
土 戸 健 司	静岡県袋井市川会 242 番地

三 浦 雅 子	岩見沢市春日町 3 丁目 7 番 2 号
遠 藤 健	札幌市白石区南郷通 2 丁目北 1 番 12 号
阿 部 妙 子	千葉県柏市新富町 1 丁目 5 番 11 号
遠 藤 康	埼玉県春日部市増富 243 番地 98
齋 藤 英 子	札幌市豊平区月寒西 4 条 7 丁目 3 番 25 - 401 号
山 内 幹 男	札幌市豊平区月寒東 1 条 7 丁目 5 番 1 - 1104 号
吉 田 秀 雄	札幌市南区簾舞 3 条 3 丁目 4 番 15 号
山 内 京 子	江別市野幌若葉町 37 番地の 3
山 内 寛 人	札幌市清田区美しが丘 4 条 6 丁目 16 番 17 号
山 内 将 之	札幌市東区北 16 条東 15 丁目 1 番 1 - 405 号
喜 藤 初 恵	秋田県秋田市八橋大沼町 14 番 21 号
山 本 和 子	岩見沢市 12 条西 5 丁目 1 番地
若 林 武	札幌市東区北 12 条東 9 丁目 3 番 18 - 902 号
鶴 岡 怜 子	稚内市こまどり 4 丁目 6 番 1 号
菅 原 信 子	稚内市富岡 2 丁目 29 番 1 号
鹿 内 敏 子	稚内市ノシャップ 2 丁目 1 番 9 号
石 田 美 雪	稚内市港 3 丁目 4 番 7 号
木 村 忠 彦	稚内市栄 1 丁目 21 番 7 号
八 木 由 美	稚内市緑 4 丁目 6 番 27 号
若 林 雅 一	札幌市厚別区厚別西 2 条 5 丁目 6 番 10 号
若 林 和 紀	神奈川県川崎市麻生区片平 4 丁目 6 番 46 号
若 林 光 行	千葉県船橋市旭町 3 丁目 22 番 8 号

正 誤

○平成20年 3月31日（号外第11号）

北海道人事委員会規則 7 - 1157（給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
3	左	20
誤	(8)	副院長（ ⁽⁴⁾ に掲げる者を除く。）
正	(8)	副院長（ ⁽⁴⁾ に掲げる者を除く。）及び副総看護師長